平成２５年（フ）第１５６号
茨城県高萩市大字安良川1692番地の１
債務者　佐川　央子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４７２号
新潟市北区太夫浜新町２丁目10番32号
債務者　神山　　保
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８２号
新潟市西蒲区川崎295番地１　コーポシルク201号
債務者　渡邊　浩之
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８５号
新潟市秋葉区金沢町１丁目６番６号　ヴィラ・グレイス106号室、住民票上の住所新潟県五泉市上木越甲909番地
債務者　梁取　邦夫
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９０号
新潟市西蒲区小吉1699番地
債務者　佐野　カズ
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６３号
金沢市上荒屋３丁目58番地21
債務者　道中　貴子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７８号
石川県白山市漆島町899番地１
債務者　才川　豊子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
福井県大野市有明町13番９号
債務者　吉田　吉光
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
福井県坂井市丸岡町一本田第27号４番地19
債務者　畑　　早苗（旧姓岡﨑）
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
福井市光陽３丁目９番１号　アイロイヤル21―205、旧住所福井市運動公園１丁目601番地
債務者　野尻　伸幸
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
福井県越前市新町第12号２番地の６　レオパレス　フローラ209、旧住所大阪市都島区毛馬町５丁目16番22号
債務者　山田　武司
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
福井県三方上中郡若狭町末野第28号17番地
債務者　宮本　裕太
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１号
長野県茅野市ちの315番地８
債務者　宇佐美　桜
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７００号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番11―103号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目32番６号サンハイツヴィレッジⅠ　102号
債務者　河野　ゆい（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０４号
兵庫県西宮市笠屋町７番19―301号
債務者　松井　雅之
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０９号
兵庫県西宮市丸橋町１―16―206、住民票上の住所兵庫県西宮市丸橋町８番52―205号
債務者　多久　芳弘
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
兵庫県西宮市深津町３番３―406号、前住所兵庫県西宮市樋之池町27番14―203号
債務者　坂口亜矢子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
兵庫県西宮市神原10番11―302号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―1029号
債務者　黒田タツ子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係